

全国町村会 総合賠償補償保険
使用者賠償責任保険のご案内

1. 使用者賠償責任保険とは

使用者賠償責任保険とは

職員が公務中に被った身体の障害について、地方公務員災害補償基金等からの補償を超える額の損害賠償請求が、当該職員またはその遺族よりなされたときに、町村等が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき、**損害賠償金および解決のために支出する費用を補償**する保険です。

公務災害における使用者（地方公共団体）の責任

公務災害が発生した場合、地方公共団体には次の2つの責任が発生します。

地方公務員災害補償法に基づく責任

地方公務員災害補償基金の補償により地方公共団体として責任を果たしている。**過失の有無にかかわらず**、被災職員へ補償しなければならない。

民法に基づく責任

公務災害の発生に関して地方公共団体に**故意・過失がある場合**、被災職員は**民法上の損害賠償請求権を持つ**。これによって地方公共団体が損害賠償責任を負った場合、地方公共団体は、損害賠償責任額が**地方公務員災害補償基金の補償を超えることになれば、自ら損害賠償を行わなければならない**。安全配慮義務違反による債務不履行を問われるケースが多い。

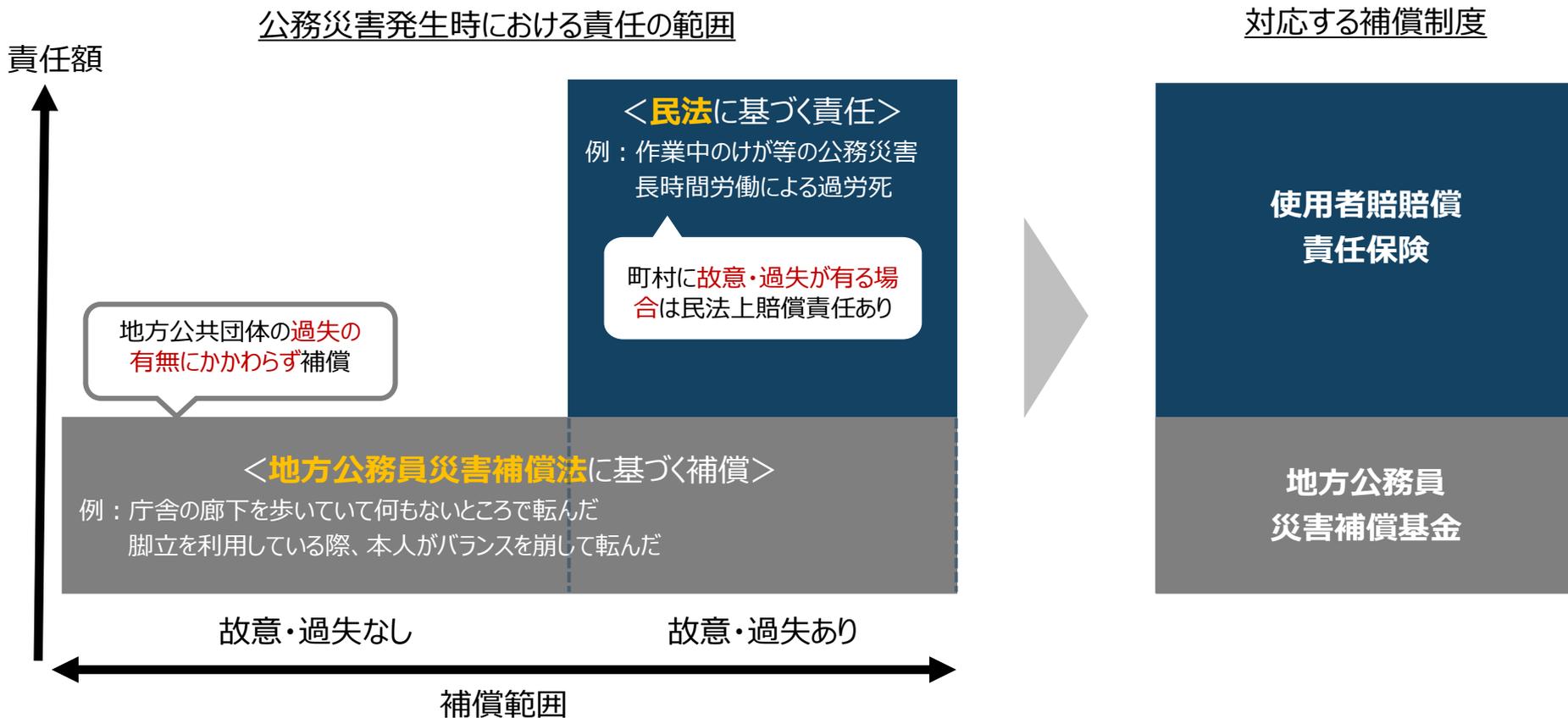
使用者賠償
責任保険の
対象

※安全配慮義務については巻末に記載しております。

公務災害が発生した場合の補償として地方公務員災害補償基金の補償がありますが、**民法上の責任を負った場合、この補償だけでは十分ではない**ケースが存在します。

1. 使用者賠償責任保険とは

公務災害発生時の責任の範囲と対応する補償制度



2. 地方公共団体における賠償事例

各団体様におかれましては、公務災害に対する十分な防止対策を設定していることと思います。

しかし、十分な防止対策を講じていたとしても、公務災害を100%防ぐことは困難であり、万一の公務災害発生により被災職員やその遺族等より町村等が訴えられてしまった場合、争訟費用や法律上の賠償責任を負担する可能性がございます。

以下は過去、実際に発生した地方公共団体等における過労死や自殺による賠償事案の事例です。

過労死や自殺などに起因して被災職員の遺族より損害賠償が提訴されると、**賠償金は非常に高額になる傾向**があります。

No.	事故年	賠償・和解金額（円）	事案内容
1	2017	68,000,000	当時35歳の職員が自殺したのは、長時間労働が常態化したことでうつ病を発症したことが原因とされ賠償命令が下った。
2	2013	96,000,000	当時30歳の職員が自殺したのは、上司のパワーハラスメントや過重労働が原因として遺族より訴訟提起された。
3	2016	83,000,000	当時40代の教諭がくも膜下出血を発症し死亡したのは、過重労働が原因として遺族より訴訟提起された。
4	2017	44,900,000	当時20代の職員が自殺したのは、過重労働で精神疾患を発症したことが原因とし遺族より訴訟提起された。
5	2007	35,000,000	当時38歳の職員が自殺したのは、業務で精神的に追い詰められたのが原因として賠償命令が下った。
6	2011	19,000,000	当時41歳の職員が自殺したのは、職場のパワーハラスメントが原因だとして賠償命令が下った。
7	2016	96,000,000	当時30代の職員が自殺したのは、過重労働により、うつ病を発症したことが原因として遺族より訴訟提起された。
8	2014	50,000,000	当時20代の職員が自殺したのは、過労による精神疾患が原因として遺族より訴訟提起された。
9	2013	50,000,000	職員が自殺したのは、過重労働による精神疾患が原因として遺族より訴訟提起された。
10	2008	80,000,000	当時28歳の職員が自殺したのは長時間労働を強いられたことが原因として遺族より訴訟提起された。
11	2016	109,000,000	当時25歳の職員が自殺したのは、長時間労働が続いたことでうつ状態となったことが原因として遺族より訴訟提起された。
12	2021	80,000,000	職員が自殺したのは上司のパワーハラスメントが原因として遺族より訴訟提起された。
13	2019	84,000,000	当時24歳の職員が自殺したのは、長時間の時間外労働が強度の心理的負荷を生じさせたことが原因として賠償命令が下った。
14	2014	40,000,000	当時34歳の職員が自殺したのは、過重労働によるうつ病が原因だとして遺族より訴訟提起された。
15	2015	65,000,000	職員が自殺したのは、過重労働により精神疾患を発症したことが原因として賠償命令が下った。

※公務災害発生から賠償金・和解金の確定までに年単位の時間がかかるため、事故年と実際の支払い時期は異なります。

※実際の事故対応については、個々の状況に応じてご案内いたしますので、類似の案件においてのお支払いの可否や金額等をお約束するものではありません。

3. 使用者賠償責任保険（総合賠償補償保険用）の補償内容

使用者賠償責任保険の概要

被用者が被った公務災害の他、通勤災害が被保険者（町村等）の責任で発生した場合に、**地方公務員災害補償基金等からの補償を超える額の損害賠償請求が当該被用者またはその遺族よりなされたとき**に、被保険者（町村等）が法律上の責任を負担することによって支払う損害賠償金および解決のために支出する費用を保険金として支払います。

お支払いする保険金の範囲

公務災害に関し、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る次のような損害賠償金や費用について保険金としてお支払いします。

損害賠償金

下記①～②の合算額を超過した損害賠償金を賠償保険金としてお支払いします。また、賠償保険金のお支払いは、**公務災害の認定を受けた場合に限り**ます。お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料等となります。

- ①地方公務員災害補償基金等からの補償金
- ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等からの支払われるべき金額

争訟費用

下記の争訟費用等を費用保険金としてお支払いします。

- ①**弁護士報酬**を含む争訟・和解・調停または仲裁に要した費用
- ②示談交渉に要した費用
- ③解決のための当社への協力費用
- ④第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用

3. 使用者賠償責任保険（総合賠償補償保険用）の補償内容

てん補限度額および保険料分担金率

てん補限度額		自己負担額	保険料分担金率
1名につき	1億円	なし	住民1人当たり 13円
1災害につき	1億円		

- ・オプション（特約）になりますので、ご加入は任意となります。
- ・上記の保険料分担金が基本の保険料分担金に追加となります。
- ・サイバー保険に加入される場合はサイバー保険の保険料分担金（4.2円）も追加となります。

被用者（対象となる職員）の範囲

・常勤の一般職

※任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。

被保険者（補償対象者）の範囲

・加入した町村等

※一部事務組合および広域連合等を含みません。

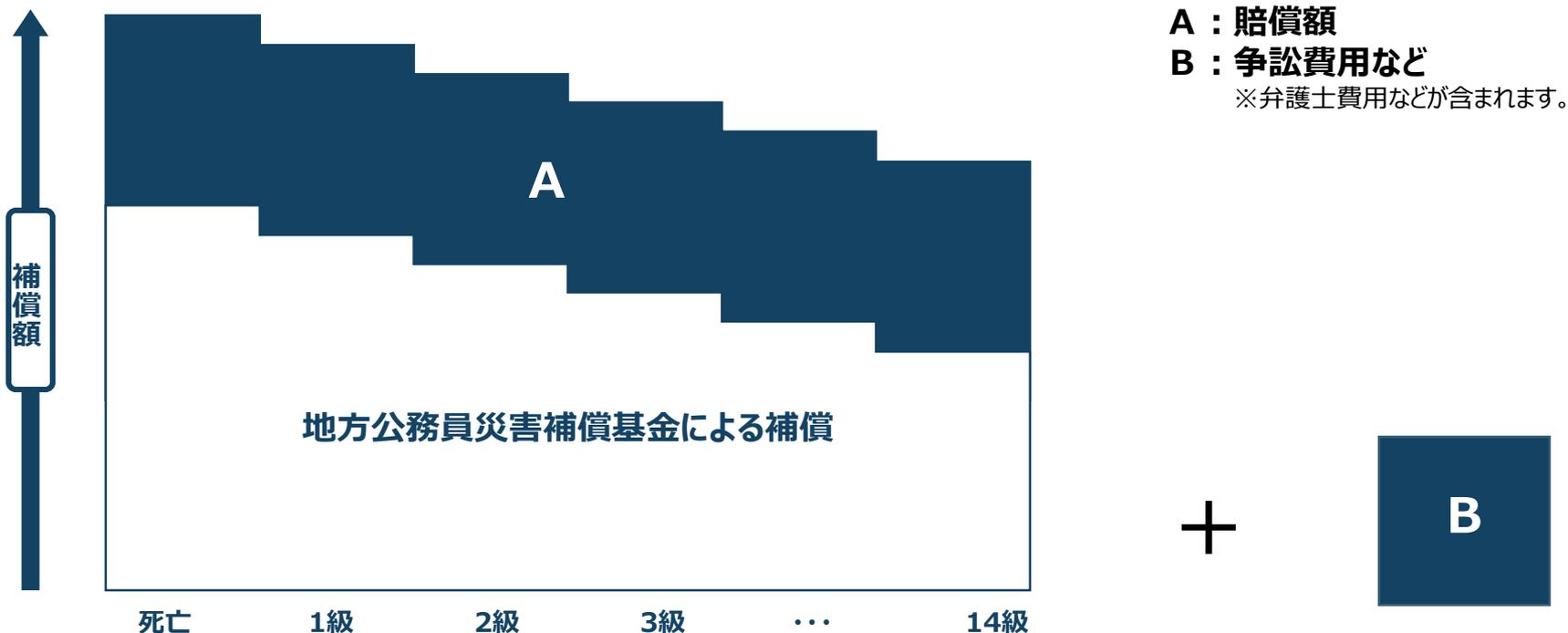
ハラスメント等に起因し精神障害が発生した場合、町村等だけでなく、当該ハラスメントの行為者である職員個人に対して、損害賠償請求がなされるケースがありますが、その場合の考え方は以下の通りです。

損害賠償請求の相手	対象となる保険
町村等	使用者賠償責任保険
職員個人	公務員賠償責任保険※

※公務員賠償責任保険ではパワハラ等に起因する事故は争訟費用のみが補償対象となります。

3. 使用者賠償責任保険（総合賠償補償保険用）の補償内容

【補償のイメージ】



【想定事故例】

脳出血で亡くなった職員の遺族が自治体を相手に訴訟提起。職員が死亡したのは長時間の過重な労働が原因とし、裁判所は自治体側に安全配慮義務違反があったとして、約8,000万円の支払を命じた。（地方公務員災害補償基金による補償が1,000万円の場合）

損害賠償額
8,000万円

-

地方公務員災害補償基金による補償
1,000万円

=

7,000万円 < 1億円のため
7,000万円のお支払い

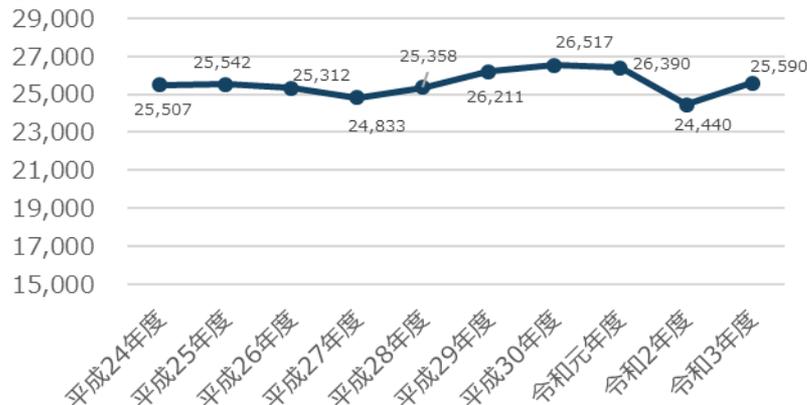
※実際の事故対応については個々の状況に応じて判断いたしますので、類似の案件においてのお支払いの可否や金額等をお約束するものではありません。

4. 公務災害の状況

公務災害の認定状況

※公務災害認定件数に通勤災害は含みません。

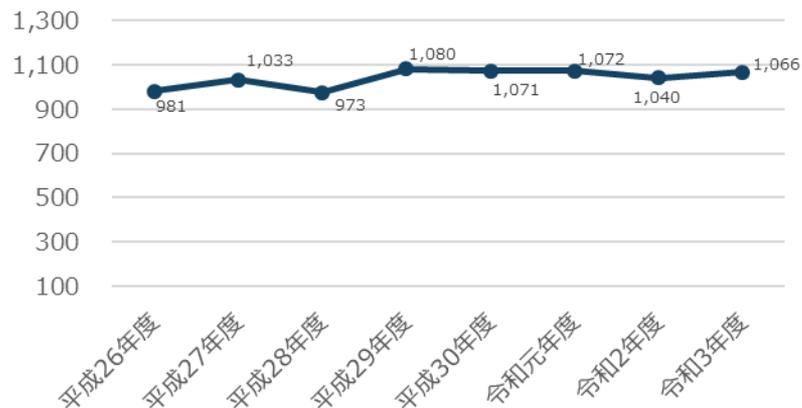
公務災害認定件数の推移



職員区別公務災害認定件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	構成比
義務教育学校職員	4,883	5,100	5,230	5,189	5,890	26,292	20.4%
義務教育学校職員以外の教育職員	3,166	3,085	3,221	2,961	3,184	15,617	12.1%
警察職員	5,875	6,017	5,681	3,491	3,357	24,421	18.9%
消防職員	1,341	1,323	1,304	1,197	1,293	6,458	5.0%
清掃事業職員	1,080	965	848	982	878	4,753	3.7%
その他	9,866	10,027	10,106	10,620	10,988	51,607	40.0%
合計	26,211	26,517	26,390	24,440	25,590	129,148	100.0%

町村における公務災害認定件数の推移



町村における職員区別公務災害認定件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	構成比
義務教育学校職員	-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員	110	99	94	80	90	473	8.9%
警察職員	-	-	-	-	-	-	-
消防職員	26	28	32	21	15	122	2.3%
電気・ガス・水道事業職員	35	36	29	26	30	156	2.9%
運輸事業職員	1	-	1	1	-	3	0.1%
清掃事業職員	22	22	12	13	12	81	1.5%
船員	1	3	4	2	2	12	0.2%
その他の職員	885	883	900	897	917	4,482	84.1%
合計	1,080	1,071	1,072	1,040	1,066	5,329	100.0%

(参考) 安全配慮義務とは

安全配慮義務

安全配慮義務とは、「災害を起こす可能性」すなわち「危険及び健康障害」を事前に発見し、その防止対策（災害発生の結果の予防）を講ずるということがその内容として使用者の義務とされています。労働契約法第5条にこれが明記されており、さらに民法上の労働契約等に基づく使用者の債務とされており、この義務を怠って労働災害を発生させると民事上の損害賠償義務が生じます。

※労働契約法第5条

（労働者の安全への配慮）

第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

過労死・精神障害への配慮も
安全配慮義務の一環です

上記は民間の企業に関する記述であり、公務員には労働契約法は適用されません。

ただし・・・

最高裁で最初に使用者の安全配慮義務が認められたのが自衛隊員の公務災害のケースであり、安全配慮義務の考え方は国や地方公共団体等が、国家公務員や地方公務員に公務を遂行させる際にも適用されます。

**安全配慮義務違反を理由として
地方公共団体にも賠償命令が下されています。**

お問い合わせ先

本資料は、全国町村会総合賠償補償保険に2025年度よりオプションとして導入する「使用者賠償責任保険」の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部 第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 03-3349-5408
【受付時間】平日：午前9時から午後5時まで

取扱代理店

株式会社千里

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32
TEL : 03-5512-4750 FAX : 03-3593-8158
【受付時間】平日：午前9時30分から午後5時まで